

理事及び監事並びに
評議員に対する報酬等の
支給規程

社会福祉法人 相愛福社会

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給規程

第1条 理事及び監事並びに評議員に対する報酬は無報酬とする。なお、日当及び交通費に関しては、旅費規程に準ずるものとする。

附則

この規程は、平成29年5月22日より施行する。